

## 食品衛生トピックス 《2014/03/04》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成26年2月28日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査において、スペイン産うるち精米から基準値を超えるテブコナゾールが検出されたことを踏まえて、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることとなりました。

#### 《 テブコナゾールについて 》

1. トリアゾール系、ヘテロサイクリック系農薬・殺菌剤。
2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg 当たり0.029mg/日です。
3. 体重60kgの人が、テブコナゾールが 1.12ppm 残留したうるち米を毎日14.5 kg 摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. テブコナゾールは、米(玄米)には 0.05ppm の基準値が適用されますが、例えば、茶には 50ppm、オレンジには10ppm、レタスには5ppm の基準値が設定されています。

《 スペイン産うるち米のテブコナゾールに係る違反の内容 》

1. 品名:うるち精米

輸入者 : 株式会社 ○○○

輸出者 : HERRERO MARINESCA S.L.

届出数量及び重量 : 112 カートン、78.40 kg

検査結果 : テブコナゾール 0.12ppm 検出(基準値:0.05ppm)

届出先 : 大阪検疫所

日本への到着年月日 : 平成 25 年 10 月 7 日

違反確定日 : 平成 25 年 10 月 28 日

貨物の措置状況 : 全量廃棄済み

2. 品名 : うるち精米

輸入者 : 有限会社 ○○コーポレーション

輸出者 : HIROMI SATO-AMIGO PLAZA

届出数量及び重量 : 10 カートン、200.00 kg

検査結果 : テブコナゾール 0.06 ppm 検出(基準値:0.05ppm)

届出先 : 東京検疫所

日本への到着年月日 : 平成 26 年 1 月 27 日

違反確定日 : 平成 26 年 2 月 25 日

貨物の措置状況 : 一部消費済み、残余保管中。

食安輸発0228第1号  
平成26年2月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(スペイン産うるち米)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年2月27日付け食安輸発0227第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、スペイン産うるち精米から基準値を超えるテブコナゾールを検出したことから、同通知の別表1のスペインの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
うるち米（粉を含む。）		テブコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。